○北陸地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
砺波市庄川町小牧字村中六一一番一から同市庄川町小牧字村中一六番七まで	前	二四・一五～三一・四四メートル
	後	二六・七〇～三八・九八メートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	砺波市庄川町小牧字村中六一一番一から同市庄川町小牧字村中一六番七まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　金沢都市計画道路事業三・四・十二号鳴和三日市線

三　事業施行期間　自平成二十七年三月三十一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県金沢市昌永町、笠市町、堀川町及び京町地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号及び四百五十九号	阿賀野市学校町一一四番一から同市学校町一一四番四まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
魚沼市十日町字宮田二〇八番一から同市十日町字宮田一九四番一まで	前	一七・二七～二二・四〇メートル
	後	一七・二七～三〇・八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十六号	燕市吉田西太田字札木一六〇二番三から同市吉田下中野字門光寺五六九番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
燕市吉田東栄町二番五地内	前	一〇・三四～一〇・六二メートル
	後	一六・五五～一七・四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十六号	燕市吉田東栄町二番三から同市吉田東栄町二九八番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日